

—グリーン調達ガイドライン—

<第二版>

2008年2月

株式会社 **アイチ** コーポレーション

目 次

| | |
|-----------------------|--------|
| 1 . はじめに | ．．． 1 |
| 2 . アイチコーポレーション環境保全活動 | |
| 基本理念 | ．．． 2 |
| 3 . グリーン調達方針 | |
| 1) 調達方針 | ．．． 3 |
| 2) 取引先様へのお願い事項 | ．．． 4 |
| 4 . グリーン調達ガイドライン | |
| 1) 環境マネジメント | ．．． 5 |
| 2) 環境リスク管理 | ．．． 6 |
| 3) 環境循環 | ．．． 8 |
| 5 . 用語集 | ．．． 9 |
| 6 . 添付資料リスト | ．．． 10 |

1. はじめに

取引先の皆様には、日頃よりアイチコーポレーションの生産・調達などの事業活動に対し、多大なご協力をいただき、大変感謝しています。

さて、グローバル化の進展・技術革新などにもとない、企業が社会へ及ぼす影響はますます大きくなりつつあります。それに応じて企業の果すべき社会的責任も変化・拡大し、これらへの対応を怠る企業は、その存続さえ危惧される時代となっています。また、地球温暖化の影響が異常気象の多発といった形で顕在化しており、地球環境・人類の将来に対する社会の関心がますます高まっています。

こうした中、アイチコーポレーションは、地球・社会の持続可能な発展に貢献するため、環境保全を企業経営の最重要課題のひとつとしております。当社の基本理念として「作業環境創造企業としての経営理念に基づき、経営の発展や豊かな社会づくりに貢献すべく、事業活動を行っております。私たちは、この事業活動全体において、地球環境保護と経済発展の両立を目指し、全員一丸となって取り組んでまいります。」と定め、事業活動を推進してきました。

しかしながら、地球・社会の持続可能な発展を一つの企業で成し遂げるには、取引先様にもご協力いただき、アイチコーポレーションと一体となった活動を行うことが非常に重要になります。取引先様に、アイチコーポレーションの姿勢をご理解いただき、「国内外の法およびその精神の遵守」の経営を実践されることを期待します。共に目標達成に向けた取り組みを着実に行って参りたいと考えています。

今回の「グリーン調達ガイドライン<第二版>」では、世界的な法規制の要求レベルの高まりに対応しています。また、従来に比べ「多くの業種の取引先様」へご協力を仰ぐこととしました。

取引先様も業種・業界、取扱い物品に対する社会の期待などを認識され、十分に企業責任を果しながら、一層の業績向上に繋がる活動をされますよう期待します。

今後とも取引先様との良好なパートナーシップのもと、より一層の環境対応に努めて参りたいと存じますので、本ガイドラインをご理解いただき、日頃の取り組みに活かしていただくよう、ご協力をお願い申し上げます。

2008年 2月

株式会社 アイチコーポレーション
取締役社長

竹内晋治

2. アイチコーポレーションの環境保全活動

当社の環境基本理念と環境行動指針を次のように定めております。

【基本理念】

当社は、作業環境創造企業としての経営理念に基づき、経済の発展や豊かな社会づくりに貢献すべく、事業活動を行っております。

私たちは、この事業活動全体において、地球環境保護と経済発展の両立を目指し、全員一丸となって取り組んでまいります。

【行動指針】

1. 環境マネジメントシステムの構築と拡充
(1) ISO14001 認証取得の範囲拡充
2. ゼロエミッションを目指した生産活動の推進
(1) 省資源・省エネルギーなど環境負荷の低減
(2) 環境委員会による目標設定と展開・フォロー
3. 環境負荷の少ない商品の開発・提供
(1) 環境に配慮した開発・設計の充実
(2) グリーン調達に向けた展開推進
4. 企業市民として社会的な環境保全活動へ参画
(1) 地域社会とのコミュニケーションの充実

3. グリーン調達方針

1) 調達方針

当社では地球環境にやさしいクリーンで安全な商品をお客様に提供することはもとより、全ての事業活動にわたる環境保護活動を推進しています。

そこで、地球環境に配慮された取引先様からの調達、いわゆる「グリーン調達」を実施することを基本としています。すなわち、従来のQCDに加え環境マネジメントシステムを構築されている取引先様・環境対応を図っておられる取引先様よりの調達を優先的に行ってまいります。

取引先様へのお願い

| | 調達方針 | 要件 |
|--------|--|--|
| マネジメント | 環境に配慮をしたマネジメントシステムを構築されている取引先様からの調達を優先 | 第三者機関より環境マネジメントシステムが構築されていると認証・認定、又は調査表で85点以上の取引先様 |
| 調達対象 | 環境負荷の少ない部品・資材・副資材・設備・工事などの調達 | 環境負荷物質の管理 ・環境情報データの報告 ・使用禁止環境負荷物質の非使用確認と保証 |

お客様に安心して喜んで頂くために、社会・地球の持続可能な発展に資する、より良いクリーンで安全な商品を提供

モノづくりの仲間として

納入製品・施工物品
などにおいて、
環境に配慮した取引先様



商品の開発・提供など
全ての事業活動において、
環境に配慮した当社

環境負荷物質の管理
環境マネジメントシステムの構築

2) 取引先様へのお願い事項

当社では、グリーン調達の実施にあたり、取引先様の業種区分により個々の環境取り組みをお願いしております。「取引先様業種別のお願い」を下の表に記述していますが、不明な点は、本書背表紙の問い合わせ先まで、ご相談・ご確認下さい。

| 項目 | 取引先様 | | | | 該当ページ | 提出書類 | 提出時期 | | |
|---------------------------|---|-----------------|-------|----------|----------|--------|---------------------------------|----------------------------------|----------------|
| | 製品、部品 | 原材料、副資材 | 清掃、造園 | 設備、工事、物流 | | | | | |
| 取引先様の事業活動における環境取り組み | 環境関連法令の遵守 | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 当社要請書 | 当社要請時 | |
| | 第三者認証（ISO14001 など）の取得による環境マネジメントシステムの構築 | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 「環境マネジメントシステム」外部認証 取得状況調査表（別紙1） | 毎年3月末 | |
| | 環境マネジメントシステム調査表の評価 85点以上 | | | | | | 環境マネジメントシステム調査表（別紙2） | | |
| 当社で使用する部品、原材料などにおける環境取り組み | 環境負荷物質管理 | 使用禁止環境負荷物質の非含有 | ○ | ◇ | | 6 7 | 「使用禁止環境負荷物質の非使用宣言書」（別紙3） | 新規取引開始時 | |
| | | 環境負荷物質の管理・削減・報告 | ○ | ◇ | | | 6 | 環境負荷物質情報（環境データシート、エビデンスなど 例：別紙5） | 当社要請時 |
| | | | | ○ | | | 7 | 「製品安全データ（MSDS）」 | 新規原材料、副資材採用計画時 |
| | | | | | ○ （*） | | 7 | 当社要請書 | 当社要請時 |
| | | 環境負荷物質管理体制の自主点検 | ○ | ◇ | | | 6 | 「環境負荷物質管理体制チェックシート」（別紙4） | 当社要請時 |
| | | LCA、リサイクルデータの報告 | ○ | ◇ | | | 8 | 当社要請書 | 当社要請時 |

○：全取引先様に該当 ◇：一部取引先様のみ該当

（*）：工場・設備で使用される材料、薬剤などについて

製品、部品

- ・当社製品の一部と成るもの（OEM、補給部品、サービス用機器などを含む）
- ・当社認定の用品類

原材料、副資材

- ・上記「製品、部品」製造の材料 ・副資材（接着剤などを含む）
- ・当社製品に付帯するもの（塗料、パテ、作動油類などを含む）
- ・生産工程で使用されるもの

設備、工事、清掃、造園

- ・当社に納入される設備（施設）・機械装置・治工具等
- ・当社敷地内で行う施設工事、設備メンテナンス工事
- ・当社敷地内で行う清掃作業・造園工事（薬品類含む）

物流

- ・当社手配による、部品・製品・材料・設備などの運送

4. グリーン調達ガイドライン

1) 環境マネジメント

(1) 考え方

当社では、取引先様の選定にあたり、従来のQ（品質）、C（コスト）、D（納期）と同様にE（環境）を重要な要素として考えています。そのため、取引先様には環境関連法令の遵守を確実にし、環境保全活動の組織的な管理、継続的改善に取り組める体制の構築をお願いしたいと考えています。

(2) 依頼事項

①すべての取引様

基本的に国際規格 ISO14001 をはじめとする第三者認証取得による環境マネジメントシステム構築（すでに認証取得済みの場合は継続）及び第三者認証取得状況の報告をお願いします。

まだ第三者認証を取得していない取引先様は、環境マネジメントシステム調査表の報告をお願いします。

<第三者認証について>

2008年2月現在、以下の第三者認証を取得している場合、当社基準に適合していると判断します。なお、今後新たな規格が公知となった場合は都度見直しを行い、取引先様へ改定情報を提供します。

| 規格名 | 主催 | 詳細情報 |
|-----------------------------|---|---|
| ISO14001 | 国際標準化機構 | — |
| EMAS (EUの環境管理監査規則) | European Commission, Environment DG. | http://ec.europa.eu/environment/emas/index_en.htm |
| KES (京都・EMS・スタンダード) | 京のアジエンタ 21 フォーラム | http://web.kyoto-inet.or.jp/org/kesma21f/ |
| 環境活動評価プログラム エコアクション21 | 環境省 地球環境戦略研究機関 持続性センター | http://www.ea21.jp/ |
| 環境経営評価制度 エコステージ (レベル1以上) | エコステージ協会 | http://www.ecostage.org/ |

まだ第三者認証を取得していない取引先様においては、「環境マネジメントシステム調査表」別表2の評価点が85点を満たしていただきますようお願いします。

なお、「環境マネジメントシステム調査表」85点を満たしている取引先様でも3年間の有効期限内に外部認証の取得をお願いします。

<当社への提出資料および提出時期>

| 提出書類 | 提出期限 |
|-----------------|------------------------|
| EMS外部認証取得状況調査 | 毎年3月末（アンケート書面をお送りして依頼） |
| 環境マネジメントシステム調査表 | 毎年3月末（アンケート書面をお送りして依頼） |

2) 環境リスク管理

(1) 考え方

有害物質の流出など、ひとたび環境事故が起これば地球環境および人体に甚大な影響を及ぼす可能性があります。また、環境負荷物質使用に関する法規制も年々厳しさを増しています。そのため、当社では法令遵守はもとより、環境に大きな影響を及ぼす可能性のある物質の使用、排出を削減するとともに、事業活動の計画段階で環境リスクの評価を実施し、汚染の予防に努めています。取引先様においても環境リスク管理の徹底をお願いします。

(2) 依頼事項

①すべての取引先様

環境マネジメントシステムのもと、環境関連法令の遵守を徹底し、事業活動におけるリスク要因を特定の上、未然防止対策を確実に実施してください。

②製品・部品を納入する取引先様

i) 「使用禁止環境負荷物質の非使用宣言書」の提出について

製品の環境規制が強化される中、当社は製品の遵法を企業の最低限の責務として捉え、遵法対応を強化しています。この一環として、新規取引開始時に、「使用禁止環境負荷物質の非使用宣言書」の提出をお願いします。

ii) 環境負荷物質の使用禁止・切り替えの推進について

当社は、自社製品について環境負荷物質管理のため、AISX-0510を策定し、使用禁止物質、管理物質などを特定しています。ただし、各納入先様の規定に従う製品もありますので、当社調達部から個別の要求がある場合は対応をお願いします。

iii) 環境負荷物質情報（環境データシート、エビデンス）の報告について

環境データは、当社の自主規制に基づき調査を実施しています。報告の様式は当社の納入先様により異なる場合がありますので、依頼に基づき、確実なご報告をお願いします。

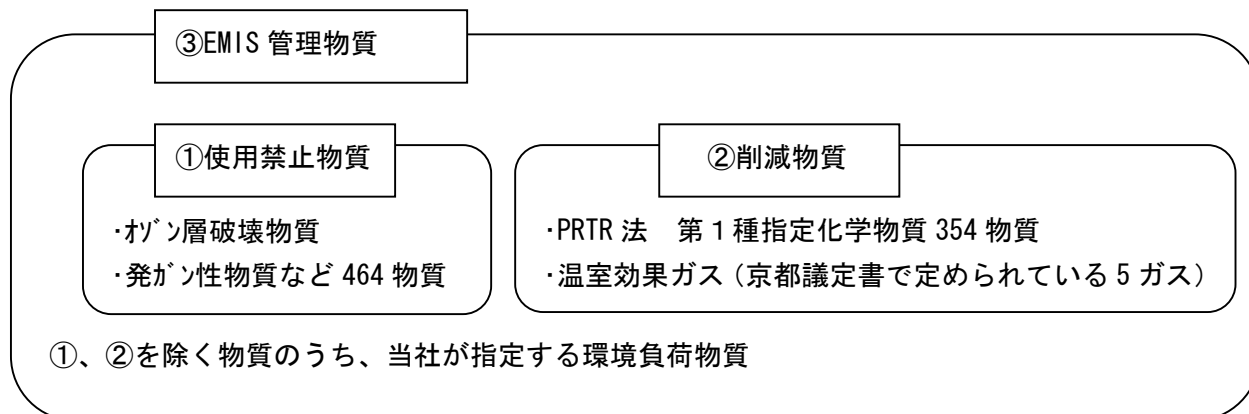
また、原材料、副資材につきましては、現在、使用可否判断を行うために事前検討（MSDS、エビデンスなど）を実施しています。今後は対象の原材料、副資材について、事前検討時に環境データシート（当社の製品状態での物質情報）のご提出をお願いすることがあります。

iv) 環境負荷物質管理体制の自主点検について

当社では、取引先様における環境負荷物質の管理の徹底を図るために、自主点検をお願いします。環境負荷物質管理体制の要件を「環境負荷物質管理体制チェックシート」に基づき、自主点検を行い、その結果の報告をお願いします。また、取引先様の管理実態を確認する目的で、当社による監査を適時、実施させていただきます。

③原材料・副資材、設備を納入する取引先様および工事、清掃、造園を請け負う取引先様

当社は自社工場内で使用する物質について、環境負荷物質（化学物質）の有害性や環境に与える影響の大きさから、使用禁止物質、削減物質、EMIS 管理物質に分類し管理しています。当社が工場内で使用する原材料・副資材、設備を納入する取引先様、工事、清掃、造園を請け負う取引先様には以下の対応をお願いします。



※ EMIS 管理物質名詳細は下記ホームページをご参照ください。

<http://www.aichi-corp.co.jp/jouhouko/kankyoku/index.html>

i) 使用禁止物質の非含有および削減物質の代替化

当社への納入品および当社内で使用する原材料、副資材、薬剤などについては、使用禁止物質の非含有、削減物質の代替化をお願いします。代替品については、優先購入を検討しますので、ご提案ください。削減物質のうち、特にVOC（揮発性有機化合物）、PRTR 法対象物質の削減に努めてください。

ii) 環境負荷物質情報の報告

当社では環境負荷物質情報を管理しています。下表の報告をお願いします。
設備を納入する取引先様および工事、清掃、造園を請け負う取引先様につきましては、必要時に当社担当部署より個別に依頼します。

<当社への提出書類>

| 取引先様 | 対象 | 報告対象 | 提出書類 | 提出時期 |
|----------|--------------------------|---|-------------------|----------------|
| 原材料、副資材 | 当社に納入される原材料、副資材 | 当社が指定する EMIS 管理物質 | 製品安全データシート (MSDS) | 新規原材料、副資材採用計画時 |
| 設備 | 設備に付帯する油剤などの消耗性材料 | ・意図的に添加している場合は、含有率に関わらず報告 ・意図的ではなく含有している場合（不純物）は、含有率 0.1%（かつミム 0.01%）以上のものに対して報告 | 当社要請書 | 当社要請時 |
| 工事、清掃、造園 | 工事、清掃、造園のため持ち込まれる材料および薬剤 | | | |

3) 資源循環

(1) 考え方

限りある資源を有効に利用するために、当社では原材料や水などの資源を効率よく使用するとともに、廃棄物の再資源化に努めています。一方、不法投棄が社会的な問題となる中、当社でも廃棄物処理の監視を強めています。取引先様においても、資源の有効利用、廃棄物の適正処理に努めていただきますようお願いいたします。

(2) 依頼事項

すべての取引先様

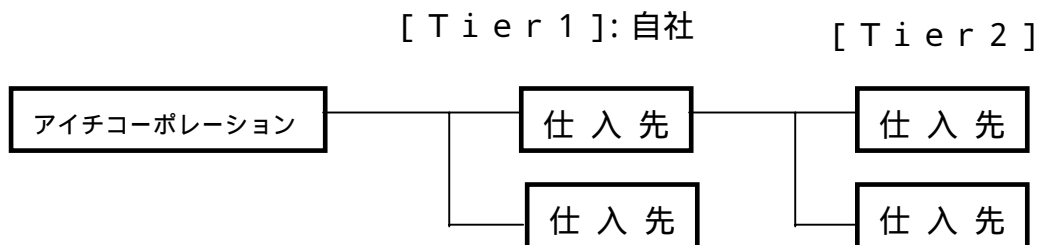
- i) 材料使用量の削減、資源の再利用、リサイクルの推進などによる廃棄物の削減
- ii) 廃棄物の適正処理（不法投棄の防止）
- iii) 水使用量の削減
- iv) 材料、部品、製品の輸送に用いる梱包資材使用量の削減

製品・部品を納入する取引先様

当社では、製品・部品のリサイクルの評価を実施しており、環境データが必要となります。当社から依頼に基づき、確実なご報告をお願いいたします。

5. 用語集

- ・ E M S (Environmental Management System)
環境マネジメントシステム
- ・ E M I S (Ecology Material Investigation System)
豊田自動織機グループの化学物質管理システムの名称
- ・ L C A (Life Cycle Assessment)
生産から廃棄までの環境影響評価手法
- ・ M S D S (Material Safety Date Sheet)
製品安全データシート
- ・ P R T R (Pollutant Release and Transfer Register)
環境汚染物質の排出・移動登録
- ・ A I S X - 0 5 1 0
アイチコーポレーション標準「環境負荷物質の管理規定」
- ・ V O C (Volatile Organic Compounds)
揮発性有機化合物
- ・ S O C (Substances of Concern)
環境負荷物質
- ・ T i e r 2
サプライチェーンの2次取引先 (アイチコーポレーションから見た関係)



- ・ 閾値
毒性学では、一般の毒物にはそれ以下の用量では毒性が発現しない最小量があると考えられており、この最小量のことを閾値と呼ぶ。

6. 添付資料リスト

- 別紙 1 「『環境マネジメントシステム』外部認証 取得状況調査」
- 別紙 2 「環境マネジメントシステム調査表」
- 別紙 3 「使用禁止環境負荷物質の非使用宣言書」
- 別紙 4 「環境負荷物質管理体制チェックシート」
- 別紙 5 環境データシート例「SOC非含有エビデンスデータ一覧」

担当部署: _____ 行

「環境マネジメントシステム」外部認証 取得状況調査表

当社における「環境マネジメントシステム」外部認証の取得有無及び今後の取得計画について下記の通り回答します。

該当の を で塗り潰し

| 既取得 | | 未取得 | | 【理由など】 |
|-------------|------|--|--------|--------|
| 新規 | 継続更新 | 取得予定あり | 取得予定なし | |
| 下の該当する規格に記入 | | 右の空欄へ理由などを記入 又は、「環境マネジメントシステム調査表」の評価点 | | |

| | | 取得時期 | 認証機関 | 取得場所(サイト) |
|--------------------------|------------------------------------|------|------|-----------|
| ISO14001 | 国際標準化機構 | | | |
| EMAS(EUの環境管理監査規則) | European Commission EnvironmentDG. | | | |
| KES(京都・EMSスタンダード) | 京のアジェンダ21フォーラム | | | |
| 環境活動評価プログラム エコアクション21 | 環境省(財)地球環境戦略研究機関持続性センター | | | |
| 環境経営評価制度エコステージ(レベル1以上) | 有限責任中間法人エコステージ協会 | | | |

サンプル

年 月 日

| | |
|------------|--|
| 仕入先コード | |
| 会社名 | |
| 【環境統括責任者】 | |
| 【連絡先】 | |
| 部署 | |
| 担当者 | |
| TEL | |
| e-mailアドレス | |

新規取得または継続更新をされた取引先様は、証書の写しを添付願います。
尚、本データは個人情報保護法に基づき標題の調査目的以外に使用することはありません。

<別紙2-1>

環境マネジメントシステム調査表

記入日 20 年 月 日

| | |
|--------|--|
| 会社名 | |
| 代表者名 | |
| 評価工場 | |
| 仕入先コード | |

| 記入責任者 | |
|-----------|--|
| 氏名 | |
| 役職 | |
| TEL & FAX | |
| Eメール | |

評価点合計

点 / 100点 - () 点 = 点

() = 非該当項目満点合計

| 当社の分類 | 調査項目 | 評価項目2番目以下については、下記の目安を参照いただき評価点欄に点数をご記入ください。非該当の場合は0をご記入ください。 「計画中」とは6ヶ月以内に実施する場合です。 番号に○印のある項目は特に優先的に取り組んでいただきたい必達項目であり、主に遵法関係です。 | | | | | | | |
|---|---|---|---------------------|-----------------------------------|----------------------------------|----------------------|-----|-----|-----|
| | | 評価の目安 | | | | | | | |
| | | はい | 点 | 計画中または一部分について実施 | 点 | いいえ | 点 | 非該当 | 評価点 |
| EMS | 1 外部公的機関の認定を完了または計画(6ヶ月以内)がある「はい」の場合、具体的日程、規格、審査機関をご記入ください 20 年 月、認定規格名() 審査機関名() 「はい」の場合、No.2以降の回答は不要です | | | | | | | | |
| 理念 | 2 企業理念のなかに、環境を配慮した会社であることを定めている | 環境に配慮した企業活動をする事が定められている | 3 | | | 環境配慮項目の織り込みなし | 1 | - | |
| 方針 | 3 環境に配慮した活動をするための方針があり、継続的改善および汚染の予防を誓約している | 方針の中に環境への配慮について継続的な改善および汚染の予防に相当する表現がある | 3 | 環境方針はあるが、継続的な改善および汚染の予防に相当する表現がない | 2 | 環境方針なし | 1 | - | |
| | ④ 環境方針には、「法規制の遵守」および会社が受け入れる「社外からの要求事項の遵守」を明記している | 環境方針には、「法規制の遵守」およびその他条例、協定、業界指針などの遵守を明記している | 3 | 環境方針に「法規制の遵守」の記述がある | 2 | 遵法の記述なし | 1 | - | |
| | 5 環境方針は文書化して、全従業員に周知させ、一般の人にも公開している | 紙面、ホームページなどにより一般の人が閲覧できるか問い合わせにより、入手できる | 3 | 社員、一部の関係者のみ入手し、閲覧可能 | 2 | 非公開 | 1 | - | |
| 目的 | ⑥ 環境活動に対する目的・目標が設定されている | 目的は中期的な目標(3年~5年後)と短期的な目標(年度)が設定されている | 5 | 年度目標がある | 3 | 目標なし | 1 | - | |
| | ⑦ 方針・目的目標を達成する計画書がある | 目的・目標に対し達成方法、責任部署、日程が明確になっている | 5 | 計画で、達成方法、責任部署、日程のうち未記載項目がある | 3 | 計画書なし | 1 | - | |
| 組織体制 | 8 責任や実行担当者を明確にした組織や仕組みがある | 組織表および組織と責任者の役割りが明確にされている | 5 | 組織表がある | 3 | 組織、役割ともになし | 1 | - | |
| | 9 上記組織の活動は会社の経営層も参画している | 上記組織で経営者層(社長、会社役員など)の役割りが明確になっている | 5 | | | 経営者層の役割り不明確 | 1 | - | |
| 仕組み運用 | 10 最新の環境法規制や地方条例などを入手し、遵守項目を特定する担当部署及び担当者が決まっている | 法規制を入手し、遵守項目を特定する責任者、担当者が明確になっている | 3 | 担当者は特に決まってないが、法規制を入手し、特定している | 2 | 責任者、担当者が不明確 | 1 | - | |
| | ⑪ 事業活動に関連する環境法規制や地方条例などを明確にし、遵守する仕組みがある | 法規制などを特定する仕組み、要領がある | 3 | 要領はあるが、実施されていない | 2 | 要領なし | 1 | - | |
| | ⑫ 事業活動の中で環境影響を与えている主なものは何かを把握している | エネルギー、化学物質などの使用、その他振動、騒音、廃棄物などで環境にあたる影響の大きいものを把握している | 3 | 環境影響を把握している設備がある | 2 | 把握していない | 1 | - | |
| | 13 エネルギー(電力・燃料など)や用水の使用量削減目標管理をしている | 使用量の目標値があり、実績を把握できている | 3 | 目標はないが実績値の把握をしている | 2 | 実績値の把握なし | 1 | - | |
| | 14 大気汚染防止法遵守のため、排出物質の管理をしている(事業内容が大気汚染防止法に関係しない場合は「非該当」としてください) | 対象施設を特定し、規制物質の排出量を把握し規制値管理をしている | 3 | 目標はないが実績値の把握をしている | 2 | 実績値の把握なし | 1 | 非該当 | |
| | 15 水質汚濁防止法遵守のため、排出物質の管理をしている(事業内容が水質汚濁防止法に関係しない場合は「非該当」としてください) | 対象施設を特定し、規制物質の排出量を把握し規制値管理をしている | 3 | 目標はないが実績値の把握をしている | 2 | 実績値の把握なし、または年度での把握のみ | 1 | 非該当 | |
| 16 土壌汚染防止のため、使用物質の漏洩防止などを含めた管理をしている(事業内容が土壌汚染に関係しない場合は「非該当」としてください) | 化学物質の漏洩の点検を実施しており、かつ漏洩した場合でも社外流出、土壌への浸透を防止する構造になっている | 3 | 点検などにより漏洩防止の確認をしている | 2 | 漏洩時に社外へ流出、地下浸透の可能性があり、特に点検もしていない | 1 | 非該当 | | |

<別紙2-2>

| 当社の分類 | 調査項目 | はい | 点 | 計画中または実施内容が不十分 | 点 | いいえ | 点 | 非該当 | 評価点 |
|---------------------|---|--|---|--|---|--------------------|---|-----|-----|
| 仕組み運用 | 17 PRTR法(2001年4月施行)を含む化学物質を管理する社内制度がある (化学物質を使用していない場合は「非該当」としてください) | 使用材料を特定し、使用量を把握している | 3 | 使用材料の特定はしている | 2 | 使用材料の特定、使用量の把握なし | 1 | 非該当 | |
| | 18 MSDS(化学物質安全性データシート)を入手し、備え付けてある (化学物質を取り扱っていない場合は「非該当」としてください) | MSDSを入手し、作業者常に関覧できる状態に備えてある | 3 | MSDSは入手し、保管しているが常に関覧できる状態にない | 2 | MSDSの保管がされていない | 1 | 非該当 | |
| | 19 廃棄物の排出量低減目標管理をしている | 廃棄物の排出量について目標値を設定し、実績を把握している | 3 | 目標はないが実績値の把握をしている | 2 | 実績値の把握なし | 1 | — | |
| | 20 廃棄物は、法に従って適正処理している | マニフェスト伝票により、適正に処理し、処分場の確認もしている | 3 | マニフェスト伝票は使用しているが処分場の確認をしていない | 2 | マニフェスト伝票の使用、管理が不徹底 | 1 | — | |
| | 21 騒音・振動に関する目標管理をしている (事業内容が騒音規制法、振動規制法に関係しない場合は「非該当」としてください) | 騒音、振動について目標値を設定し、実績を把握、管理している | 3 | 実績を把握しているが、規制値などに対し無管理 | 2 | 実績の把握なし | 1 | 非該当 | |
| | 22 事故や災害など緊急時に被害の拡大防止を図り、環境影響を最小限に食い止めるための仕組み・役割が明確になっている | 緊急事態発生時の連絡ルートがあり、緊急事態を想定した訓練が手順書などをもとに実施されている | 5 | 訓練はされていないが、緊急事態の連絡ルートが決まっている | 3 | 連絡ルートがなく、緊急時の備えなし | 1 | 非該当 | |
| | 23 事務所・工場を計画する時、事前評価の仕組みがある | 評価の要領があり、実施されている | 3 | 評価の要領があるが実施なし | 2 | 評価の要領、実施なし | 1 | — | |
| | 24 工程新設・変更・新規材料導入時、事前評価の仕組みがある | 評価の要領があり、実施されている | 3 | 評価の要領があるが実施なし | 2 | 評価の要領、実施なし | 1 | — | |
| 推進状況確認評価 | 25 貴社の環境方針・活動計画・目標の達成状況を定期的に確認・評価する仕組みがある | 評価の要領があり、実施されている | 3 | 評価の要領があるが実施なし | 2 | 評価の要領、実施なし | 1 | — | |
| | 26 法規制の遵守状況を定期的に確認・評価する仕組みがある | 評価の要領があり、実施されている | 3 | 評価の要領があるが実施なし | 2 | 評価の要領、実施なし | 1 | — | |
| 教育 | 27 全従業員に対し、環境に関する教育や啓発を行っている | 教育要領があり、教育実績もある | 3 | 教育計画があるが実績なし | 2 | 教育資料および、実施なし | 1 | — | |
| | 28 環境関連業務の従事者に、運転方法などの必要な専門教育を行っている | 教育要領があり、教育実績もある | 3 | 教育計画があるが実績なし | 2 | 教育資料および、実施なし | 1 | — | |
| 運用管理 | 29 部品や資材を調達するときの「グリーン調達」の仕組みがある | 環境に配慮した部品、材料、副資材などを調達する要領があり、実施されている | 3 | 要領はあるが実施されていない | 2 | 要領、実績ともになし | 1 | — | |
| 内部監査 | 30 内部監査の仕組みがある | 社内での監査実施要領があり、監査が実施されている | 3 | 社内での監査実施要領があるが、実績なし | 2 | 監査要領、実績ともになし | 1 | — | |
| 情報公開 (コミュニケーション) | 31 環境保全に対する取り組み内容およびその結果を公開している。または、社外からの環境関連情報問い合わせに対応している | 一般の人に環境取り組み内容を公開しているかまたは、社外からの環境関連情報の問い合わせに対応する要領があり、対応した記録がある | 3 | 一部の関係者にのみ公開、または社外からの環境関連問い合わせには応じ、記録はあるが、要領がない | 2 | 非公開 | 1 | — | |

以上 ご協力ありがとうございました

使用禁止環境負荷物質の非使用宣言書

[適用]

株式会社アイチコーポレーションへ製品・部品・原材料・副資材・設備を納入される取引先様及び工事・清掃・造園を請け負う取引先様に適用する。

[宣言文]

私は、_____ を代表して、当社が株式会社アイチコーポレーションに納入している製品・部品・原材料・副資材・設備、及び株式会社アイチコーポレーションから請け負っている工事・清掃・造園について、株式会社アイチコーポレーション「グリーン調達ガイドライン」に示す、「EMIS管理物質」に適合していることを宣言致します。

| | |
|-------------|--|
| 会社名 | |
| 仕入先コード | |
| 責任者(部署) | |
| 責任者(氏名) | |
| 電話 | |
| FAX | |
| E-MAIL アドレス | |
| 日付 | |
| サイン又は押印 | |

以上

＜別紙3＞の記入方法

使用禁止環境負荷物質の非使用宣言書

[適用]

株式会社アイチコーポレーションへ製品・部品・原材料・副資材・設備を納入される取引先様及び工事・清掃・造園を請け負う取引先様に適用する。

[宣言文]

私は、_____ を代表して、当社が株式会社アイチコーポレーションに納入している製品・部品・原材料・副資材・設備、及び株式会社アイチコーポレーションから請け負っている工事・清掃・造園について、株式会社アイチコーポレーション「グリーン調達ガイドライン」に示す、「EMIS管理物質」に適合していることを宣言致します。

| | |
|-------------|--|
| 会社名 | 商社機能の取引先様におかれましては商社様から製造メーカー様への展開、ご承認を推奨致します |
| 仕入先コード | |
| 責任者(部署) | 管理上の責任者を御願いたします。(具体的には品質保証部長、技術部長殿等) |
| 責任者(氏名) | |
| 電話 | |
| FAX | |
| E-MAIL アドレス | |
| 日付 | サインまたは押印を御願いたします。即ち書面でのご提出を御願いたします |
| サイン又は押印 | |

以上

環境負荷物質(SOC)管理体制チェックシート(1/2)

会社名:

<別紙4-1>

| 要求事項 | | 結果 | 評価 | 備考(今後の改善計画等) |
|--|--------------------------------------|----|----|--------------|
| 1. 自社製品のサプライチェーンの明確化 | | | | |
| 1) 全ての購入部品、材料、副資材(以下: 購入品)を識別・特定し、個別に管理が出来るようになっている (最終製品として顧客「アイチコーポレーション」に納入されるものが対象) | 購入品の一覧表がある | | | |
| | 品番をつけて個別に管理出来るようになっている | | | |
| | 各品番ごとに、SOC管理の責任部署が明確になっている | | | |
| | 購入品の仕入先が明確である | | | |
| 2) 各製品の購入品のサプライチェーンが明確になっている | 仕入先(Tier2)のSOC対応窓口が明確になっている | | | |
| | 購入品毎に、SOCに関する要注意度の認識がある | | | |
| | Tier3以降も含めサプライチェーンを把握している | | | |
| | | | | |
| 2. 仕入先(Tier2)への要求の明確化 | | | | |
| 1) 購入品のSOCに関する管理体系が明確である | 自社の規定、標準類がある (AIS X0510等) | | | |
| 2) 仕入先(Tier2)に対して、図面、検査法等でSOC非含有を明確に指示している | 取引基本契約にSOC対応が含まれている | | | |
| | SOC非含有を図面指示している | | | |
| | SOCに関する検査規定がある | | | |
| 3) 仕入先(Tier2)に対する、SOC管理体制の要求事項が明確であり、これを提示している | チェックシート等で、具体的に要求を提示している | | | |
| | 仕入先説明会等で具体的に要求を提示している | | | |
| 3. 仕入先(Tier2)からの購入品の管理の徹底 | | | | |
| 1) 仕入先(Tier2)からの購入品の受入れ時のSOCに関する業務規定が明確になっている | 規定、標準類がある | | | |
| 2) 全ての購入部品、材料、副資材について、仕入先(Tier2)からSOC非含有の証明を得ている (下記 5-2)参照) | 会社全体としての非含有宣言書を得ている | | | |
| | 部品別、材料別(含:副資材)に非含有の証明を得ている | | | |
| | は定量データに基づくものである | | | |
| 3) 仕入先(Tier2)のSOC管理体制を確認している | 仕入先から工程整備報告を得ている | | | |
| | 工程調査を行う基準が明確になっている | | | |
| | 重点仕入先には工程調査(含:管理体制調査)を実施している | | | |
| 4) 購入品のSOC非含有の確認のため実測を行なうことが出来る | 検査機器を保有している、または外部委託先を確保している | | | |
| | 実測を行う実施基準が明確になっている (含:対象部品のランクつけ) | | | |
| | 実施基準に従って、実測を行っている | | | |

評価欄の基準

:実施している

:概ね、実施している

:一部実施している

x:殆ど実施していない

| 要求事項 | | 結果 | 評価 | 備考 (今後の改善計画等) |
|--|--|----|----|---------------|
| 4. 自社のSOC管理体制の構築・維持 | | | | |
| 1) 自社 (設計、工場、工程) におけるSOC含有、混入防止体制を構築し、実施状況を定期的に確認している | 設計開発段階でのSOC対応の規定、標準がある | | | |
| | 設計開発段階での確認が実施されている | | | |
| | SOCが混入しない工程であることを、工程管理マニュアル、QC工程表などに織り込んでいる | | | |
| | 工程変更時のSOC関連の対応が明確になっている | | | |
| | 工程変更時のSOC関連の対応が明確になっている記録が残っている | | | |
| | 工程整備状況を定期的に確認している | | | |
| 5. 顧客 (アイチコーポレーション) への納入品のSOC非含有の証明 | | | | |
| 1) 顧客 (アイチコーポレーション) との検査法に、SOC管理が含まれている | 部品検査法にSOCを組み込んでいる | | | |
| 2) 量産品を納入する際、下記のSOC非含有のエビデンスがあることを確認し、他のデータとともに初品測定結果報告書にその旨を記載し、アイチコーポレーションの検査管理部署へ提出する。量産初品の納入の際には、材料等変更ないことを報告、ある場合はエビデンス確認の上、初品測定結果報告書を再提出する。 (SOC非含有の証明 (エビデンス)) Tier2からの 購入材料は、SOC4物質の含有量 (濃度) が判るデータ (成分表、または分析データ等) 購入副資材は、上記または実測データ 購入部品は、実測データ (エビデンスについては、実測等のデータを保有いただき、アイチコーポレーションからの求めに応じ、即時出せること) | 購入材料についてのエビデンスがある ・原材料に関するSOC含有データ (成分報告書) | | | |
| | 購入副資材についてのエビデンスがある ・材料・部品以外とするが、各社で定義付けが必要 (成分報告書) | | | |
| | 購入部品についてのエビデンスがある ・部品及びアッセンブリ-部品に関するSOC含有データ (自工会・部工会統一・エクセルシート等) | | | |
| 3) SOC含有が検出 (閾値内) された際の対応方法が明確になっている | 意図的混入、非意図的混入を判定する基準がある | | | |
| | SOCに関する異常措置要領が整備されている | | | |

「SOC非含有エビデンスデータ一覧表」

部署名: 購買部

- 1. 機種: U5**
- 2. 納入単位品番: 5C0*****
- 3. 品名: 基板ASSY
- 4. 部品の構成品別、SOC非含有判定結果(下段の各項目の選択支から選択)

| | |
|-------|------|
| 部長/課長 | 担当 |
| 愛知太郎 | 愛知次郎 |

| | 1. 品番/品名 | | 2. 購入形態 | 3. 仕入先 | 4. 非含有判定の根拠 | | | | 5. 判定 (印) |
|---|--------------|------------|---------|--------|-------------|-------|-------|------------------|--------------|
| | 品番 | 品名 | | | Pb | Cd | Hg | Cr ⁶⁺ | |
| | | | | | データ | データ | データ | データ | |
| 構成 品 / 社 か ら の 1 次 仕 入 先 | V2***** | ターミナル | | PX社 | <10 | <10 | <10 | <10 | |
| | 71L***** | ケースラシス6Pメス | | Y社 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | *****J | カーボン抵抗 | | CA社 | | | | | |
| | | 抵抗体エレメント | | | <2 | <2 | <2 | <2 | |
| | | キャップ | | | <2 | <2 | <2 | <2 | |
| | | リード線 | | | <2 | <2 | <2 | <2 | |
| | | 外装 | | | <50 | <2 | <1 | <2 | |
| | | 表示 | | | <50 | <2 | <1 | <2 | |
| | | ZZ8***** | リレー | | NK社 | | | | |
| | | | ケース | | | <1000 | <100 | <1000 | <1000 |
| | | | 接点 | | | <2 | <2 | <2 | <2 |
| | | AZ10**/** | 基板 | | | | 0 | 0 | 0 |
| | | ZZ11***** | ダイオード | | | | | | |
| | | | チップ | | | | <1 | <1 | <1 |
| | | | リード | | | <50 | <5 | <10 | <1 |
| | | リードメッキ | | | <100 | <30 | <100 | <100 | |
| | | マウント材 | | | 990000 | <1 | <2 | <1 | |
| | | インキャップ材 | | | <5 | <5 | <5 | <5 | |
| | | 外装メッキ | | | <2 | <2 | <2 | <2 | |
| | | モールド樹脂 | | | <2 | <2 | <2 | <2 | |
| | | マークインク | | | <0.5 | <0.5 | <0.05 | <0.8 | |
| | SN1/*****-** | 小型金皮抵抗 | | RC社 | <2 | <2 | <2 | <2 | |

サンプル

5. 判定結果の評価(印を付ける) 判定()
- 1) 全ての構成部品(部品、資材、副資材、用度品)を洩れなく記載した
 - 2) 全ての構成部品についてSOC非含有判定結果を記入した

各項目の選択支

| 2. 購入形態 | 3. 仕入先 | 4. 非含有判定の根拠 (~ はデータも記入 単位: ppm) |
|---|---|---|
| 購入部品 購入 副資材 購入 原材料 内製部品 支給品 | (実名でなく A社、B社等 で、可) (支給品の場合 納入元(メカ ー)を記入。 | 蛍光X線装置で検出限界以下 データ欄に 0 と記入 蛍光X線装置で検出があり、測定値を記入 ICP等での測定した含有データ(注1) 原材料メーカー等の成分報告書(注2)での含有データ(注1) 原材料、副資材、購入部品メーカー等が非含有を確認したデータ(実測値、 成分報告書(注2)等)から算出したデータ(注1) 仕入先の初品測定結果報告書で() 監査等で2次仕入先以降のエビデンスデータを確認済み (注3) 適用除外部品 その他() |

- (注1) 社内管理基準値を記載し、それ以下の表示も可 例: <500ppm
- (注2) 不純物としてのSOCデータも考慮して記載したもの
- (注3) 2. 購入形態の 購入部品は、 を選択可。 工程調査等でデータを確認させていただきます。
2. 購入形態の ~ は、4. 判定の根拠の ~ を選択下さい。

本ガイドラインの問い合わせ先は下記にてお願いします。

株式会社 アイチコーポレーション

- ・ 調達部 調達課（全般） TEL：048-781-2510
- ・ 商品開発部 開発管理課（製品環境関連） TEL：048-781-3835
- ・ 総務部 安全衛生環境課（マネジメントシステム） TEL：048-781-3710